

# 栄公会堂・栄スポーツセンター愛称の使用ガイドライン

平成 28 年 12 月 6 日

## 1 愛称

栄公会堂・栄スポーツセンター（複合施設）の愛称を「たっちーらんど」という。

## 2 使用上の注意点

愛称をカタカナ（タッチーランド）にして使用することはできない。

## 3 表記

広報物等に記載する場合は、必ず正式名称も合せて記入すること。正式名称と愛称の前後表記の決まりはない。

(例)

- ・たっちーらんど（栄公会堂・栄スポーツセンター）
- ・栄公会堂（たっちーらんど）
- ・たっちーらんど・スポーツセンター

\*当分の間『『栄公会堂・栄スポーツセンター』の愛称が『たっちーらんど』に決まりました。』の一文を追記してください。ただし、毎月発行している広報物等で、過去に愛称の決定について発表・説明をしているものについては、この限りではありません。

## 4 ロゴマークの使用

サイズの拡大・縮小は差し支えないが、縦横の比率は変更しないこと。配色については、基本的に黒色だが、変更して使用する場合は、栄区役所または、栄公会堂・栄スポーツセンターに許可を得ること。ロゴマークの一部分のみを使用し、またはロゴマークを変形し、もしくは他の図形や文字を重ねて使用しないこと。

なお、栄区役所と栄公会堂・栄スポーツセンター指定管理者以外が、このロゴを使用する場合は、栄公会堂・栄スポーツセンター指定管理者に事前に確認を行うこと。

